６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託

評価基準

１．評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 計 |
| １．企業評価 | 企業規模 | 5 | 30 |
| 水道施設運転管理等業務実績 | 5 |
| 有資格者数 | 5 |
| 配置予定現場総括責任者の資格・実績 | 7.5 |
| 配置予定現場総括責任者が長期不在時の代務者の資格・実績 | 7.5 |
| ２．提案評価 | （１）委託業務全体の実施方針の考え方 | 7.5 | 60 |
| （２）業務実施体制についての考え方 | 7.5 |
| （３）運転保守管理についての考え方 | 7.5 |
| （４）定期点検、修繕補修、設備管理システムについての考え方 | 10 |
| （５）危機管理についての考え方 | 10 |
| （６）品質管理に関する考え方 | 5 |
| （７）地元貢献に関する考え方 | 5 |
| （８）その他の提案 | 7.5 |
| ３．価格評価 | 見積価格 | 10 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

２．評価の方法について

（１）「価格評価」の算定式は、次のとおりとする。

（配点1 0 点） × 提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格

（２）企業評価、提案評価（合計点数÷審査委員人数、価格評価の合計点数を、その提案者の評価得点とする。各評価の点数に端数が生じる場合は、それぞれ小数点第２位以下を切り捨てる。

（３）配点を合算した値（100点）の6割60点）を最低基準点とし、評価得点が最低基準点未満の提案者は選外とする。

（４）評価得点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

（５）評価得点が最も高い提案者が複数ある場合は、提案評価点数（全審査委員の合計点数）が高い者を受託候補者とし、なお同点となる場合は次の順序により比較し、順位を決定する。

　　　ア　提案評価に関する項目の全審査員の評価点の合計

　　　イ　企業評価に関する項目の全審査員の評価点の合計

　　　ウ　価格評価に関する項目の全審査員の評価点の合計

（６）提案者が1者のみの場合で、評価得点が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。